

本事務連絡は、7月22日（水）に新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した、8月1日以降における催物の開催制限等について、周知するものです。関係者に周知願います。

事 務 連 絡  
令和2年7月27日

文化関係独立行政法人の長  
文化関係団体の長

文化庁政策課長

### 8月1日以降における催物の開催制限等について

これまで、8月以降のイベント開催については、収容率の制限を維持する一方、人数上限を撤廃するとの目安を示してきたところですが、7月22日、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、現在の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

とすることが決定されました。

また、7月23日に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「8月1日以降における催物の開催制限等について（事務連絡）」（下記参照）が発出されており、上記の決定等を踏まえての留意事項について改めて連絡されております。

これらの内容について御了知いただくとともに、活動場所等となる地域の状況を自治体等に確認し、把握したうえで、適切に対応してください。また、本件について、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

- ・令和2年7月22日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第41回）  
（概要）

[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202007/22corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202007/22corona.html)

（資料）

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryu/sidair020722.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryu/sidair020722.pdf)

- ・ 8月1日以降における催物の開催制限等について（令和2年7月23日付け各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

[https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen\\_0724.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0724.pdf)

○その他

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

- ・ 新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口

[https://www.bunka.go.jp/koho\\_hodo\\_oshirase/sonota\\_oshirase/2020020601.html](https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html)

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--